

会報

Monthly Association Construction Industry NEWS



出前講座・現場見学会

[平成 28 年 11 月 17 日 (木) 8:45~15:00]
宮崎県立宮崎工業高等学校 建築科 1 年 38 名

就業体験

[平成 28 年 10 月 18 日 (火)~10 月 20 日 (木)]
宮崎県立宮崎工業高等学校 建築科 2 年 33 名



目次 CONTENTS

●平成29年11月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（10月分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 第7回常務理事会を開催	3
2. 第6回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	4
3. 平成29年度テレビCM放送のご案内	6
4. 公共事業労務費調査（29.10月調査）最終対策説明会を開催	7
5. 平成29年度宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について	7
●雇用改善コーナー	
1. 平成30年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等について	8
2. 各種助成金のご案内	10
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	13
●技士会	
1. 「監理技術者講習」のお知らせ	14
2. 継続学習制度（CPDS）について	14
3. 第5回土木工事写真コンテストの募集	15
●建退共	
1. 建退共加入・履行証明書の発行について	15
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）	16
●建災防	
1. 雇用管理研修のご案内	17
2. 第54回全国建設業労働災害防止大会が開催されました	18
3. 宮崎県最低賃金の改正について	18
●火薬協会	
1. 29年度火薬類取扱保安責任者等試験結果	19
2. 講習会の日程について	19
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（9月分）	20
2. 中間前払金制度のご案内	21
●建設業情報管理センターからのお知らせ	
1. まかせて、安心!!経営状況分析の申請は、一般社団法人建設業情報管理センター（CIIC）へ	22
2. 郵送でお届けしている「経営状況分析結果通知書」を、 全国のコンビニエンスストアで印刷することができるサービスを始めます。	23
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 加入促進月間について	24
2. <法定外労災補償制度>建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	25

平成 29 年 11 月行事予定

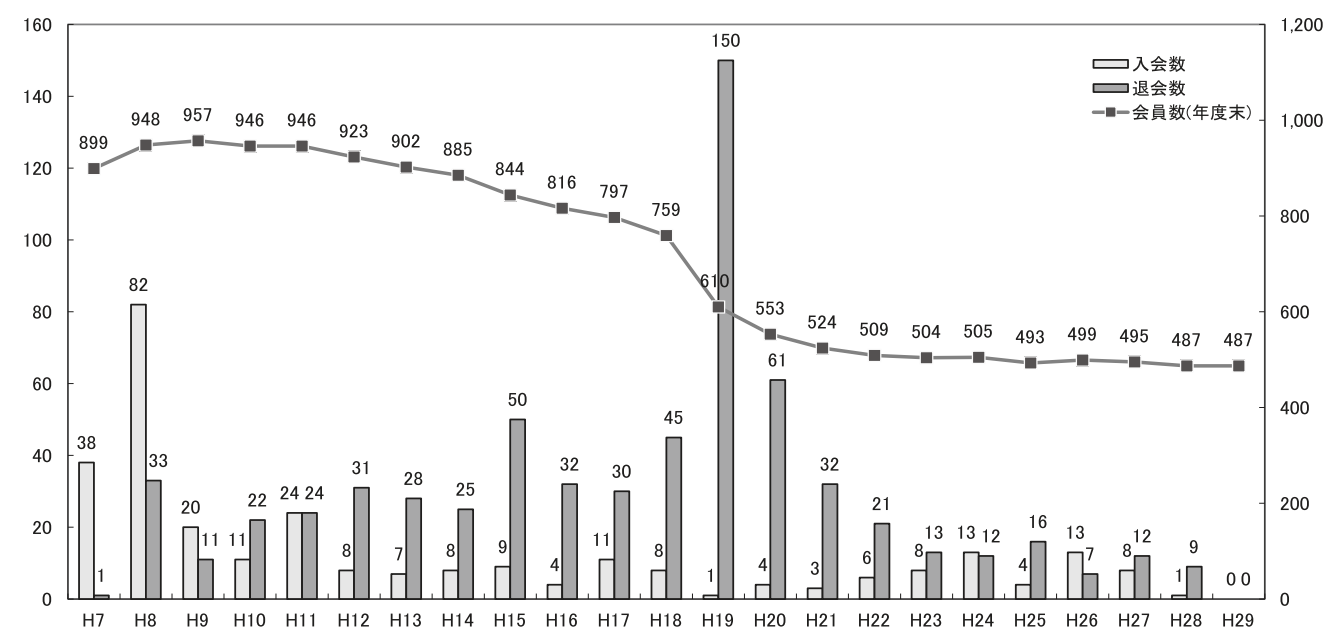
日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	水	全建 第 60 回全国建設労働問題連絡協議会 (東京)		
2	木			
3	金	平成 29 年度大規模津波防災総合訓練 文化の日	文化の日	文化の日
4	土			
5	日			
6	月	九州建設青年会議 役員会・意見及び情報交換会		
7	火			
8	水	平成 29 年度建設雇用改善推進表彰及び懇談会 九建 第 4 回専務理事・事務局長会議並びに 西日本建設業保証(株)との意見交換会(熊本) 建産連 平成 29 年度建設雇用改善推進表彰	宮崎県産業安全衛生大会(佐土原)	
9	木	平成 29 年度建設等現場見学会 (宮崎工業高等学校)		
10	金	宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者 確保・定着支援事業」に係る第 3 回集合研修 全国建産連 第二回専門工事業委員会(東京)	不整地運搬車運転技能講習 (延岡 11 日まで)	
11	土			
12	日			
13	月			
14	火	県協会 常務理事会及び県との意見交換会	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技 能講習(清武 16 日まで)	全建協連 役員会(東京)
15	水			
16	木			火災保安講習会(西都)
17	金	九建 技術担当職員研修会(鹿児島)	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及 び掘削用)運転技能講習(清武 18 日まで)	
18	土			
19	日			
20	月	平成 29 年度建設等現場見学会 (日向工業高等学校)		
21	火		職長・安全衛生責任者教育 (清武 22 日まで)	
22	水	建設技術フェア 技士会 監理技術者講習会		全建協連 事務局長会議 (東京)
23	木	勤労感謝の日	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24	金	全建会長会議		
25	土			
26	日			
27	月	宮崎県議会開会(12 月 13 日まで)	建災防 九州・沖縄地区事務担当者研修会 (鹿児島)	
28	火		高所作業車運転技能講習(清武 29 日まで)	
29	水			
30	木		足場の組立て等の業務に係る特別教育(清武)	保証会社 取締役会 参与会(大阪)

県協会 HP・会員専用サイト
掲載項目案内（11 月分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
官民連携（PPP/PFI）事業の推進のための地方ブロックプラットフォーム（プラットフォームメンバー）の募集について	国 土 交 通 省	html

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	0
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	487

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、H29はH29.10.27現在

宮崎県建設業協会

1. 平成29年度第7回常務理事会を開催

平成29年10月18日（水）午後12時50分、宮崎県建設会館2階委員会室において、榎村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「前回の常務理事会では、衆議院議員選挙についてご協議をいただいた。前回の選挙より高い投票率や得票率を確保したい。九州建設業協会会長会では、自由民主党本部を訪問し、二階幹事長と岸田政調会長に面会し、当初予算や補正予算について要望活動を行った。本日は県との意見交換会が開催される。担い手確保に関するテーマについて話し合う。未来を創造しながら、建設業界全体で改善を進めていかないとけない。年間を通して利益の確保が必要である。実情を説明したい。発注状況は9月末までで65%、補正を含むと77%である。後ほど各地区の状況を報告いただきたい。選挙後に補正予算に係る陳情を行いたい。本日はよろしくお願い申し上げる。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

榎村事務局長が資料に基づき、議題内容等を説明し、承認された。

議題2 県への要望活動について

坂元専務理事が資料に基づき、要望内容を説明し、承認された。

議題3 平成29年度建設雇用改善推進表彰候補者案及び表彰式実施概要について

大谷総務課長が資料に基づき、候補者案について説明し、承認された。

議題4 その他

(1) 「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

有馬コーディネーターが資料に基づき、研修生の雇用状況や集合研修について説明し、承認された。

(2) 第1回土木・労務委員会の開催結果について

菊池土木農林課長が資料に基づき、土木・労務委員会における結果報告を行い、承認された。

(3) 性別・年齢別雇用状況等調査結果について

山崎会長が資料に基づき、調査結果について報告し、承認された。

(4) 平成29年度大規模津波防災総合訓練について

榎村事務局長が資料に基づき、11月3日（金）に開催される総合訓練について説明し、承認された。

(5) 宮崎・ネパール親善交流事業講演会・交流会への参加について

榎村事務局長が資料に基づき、講演会等について説明し、承認された。

(6) 宮崎県建設業協会職員採用について

榎村事務局長が資料に基づき、職員採用に関する概要について説明し、承認された。

(7) 鎌原副知事と地区協会との意見交換会について

榎村事務局長が、意見交換会の内容について説明し、承認された。

(8) 宮崎産業開発青年隊の募集広告支援について

山崎会長が、募集広告支援について説明し、承認された。

(9) その他

・重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に係る注意喚起について

榎村事務局長が資料に基づき、SFTSに係る注意喚起について説明した。



第7回常務理事会

宮建協

・インフラフォトコンテストについて

榎村事務局長が資料に基づき、フォトコンテストに係る概要について説明した。

・宮崎県建設業協会青年部連合会制作ポスターの配布について

榎村事務局長および大谷総務課長が資料に基づき、ポスターの配布について説明し、承認された。

・女性の会の活動協力について

榎村事務局長が、女性部の活動協力について説明し、承認された。

・働き方改革の取組状況へのアンケート調査結果について

榎村事務局長が資料に基づき、アンケート調査結果について報告した。

・熊本地震の現場視察報告について

河野（孝）常務理事が資料に基づき、熊本地震の現場視察について報告した。

・各地区における工事発注状況について

各常務理事より各地区の発注状況の報告があった。

議題5

11月・12月常務理事会開催日等年内行事について

榎村事務局長が資料に基づき、年内行事について説明し、承認された。

2. 第6回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会

平成29年10月18日（水）午後3時、宮崎県建設会館5階会議室において、榎村事務局長が開会を宣した。出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：瀬戸長次長、中原部参事兼課長
高村課長補佐、南條・西野主幹、
金丸主任主事、日高技師

技術企画課：大坪課長、境課長補佐、
迫・三橋・浜川主幹、榎本主査

◇公共三部共管

工事検査課：巢山課長、
岡崎・梅ヶ谷工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長
堀之内・甲斐・河野（宏）副会長
後藤・小野・河野（義）・河野（与）・藤元・
河野（孝）・興梠常務理事
事 務 局：坂元専務理事、榎村常務理事兼事務局長
大谷・菊池・一安課長

【山崎会長挨拶】

台風18号に関しては、宮崎での被害は少なく安堵した。知事とのフォーラムの開催についてお礼申し上げる。九地整との意見交換会を開催したが、国からは国土交通省という立場だけでなく、宮崎県全体の建設産業のあり方という観点から発言していただいた。担い手確保問題は喫緊の課題である。また、週休2日や女性技術者といった課題がある。これらのことは、安定的な経営につながっている。9月までの発注状況は77%と聞いている。残りの部分についても早期発注をお願いしたい。九州建設業協会の会長会で自民党本部に要望活動を行った。土木・農林委員会ではガードマンが不足しているという意見があった。このため、工事の不調や応札ができない状況が発生している。本日はよろしく願い申し上げる。

【瀬戸長次長挨拶】

日頃より格別のご理解・ご協力についてお礼申し上げます。上半期発注状況は、当初予算で60%を目標に執行している。契約実績は66%である。平成28年度補正予算は、目標基準90%に対して95%の実績である。今後も工事発注の平準化に向けて、しっかり取り組んでいきたい。新燃岳が6年ぶりに噴火した。今後火山活動が活発になることも予想される。台風21号が接近しているので、しっかり対応していきたい。皆様の

ご協力をお願いしたい。9月県議会では、インフラの整備、建設産業の担い手の確保などの質問があった。委員会でも担い手の確保・対策の質問があった。16日に県知事と若手技術者との意見交換会が開催された。この中でも建設業の今後の育成と担い手の確保という意見が出された。本日の会では、現場環境改善費等について説明させていただく。本日もお願い申し上げる。

◆県からの情報提供について

以下の事項に関し、説明・報告があった。

《技術企画課》

現場環境改善費について

現場環境改善費に係る概要、対象工事および実施内容について説明があった。

女性技術者等現場環境改善モデル工事の試行について

実施内容について説明があった。

《管理課》

意見交換会におけるテーマの設定について

趣旨、時間配分およびテーマ等について説明があった。「建設産業の担い手育成・確保について」をテーマとして意見交換会を行うという説明があった。

本県の雇用状況や人材確保に向けた取組等に関するアンケート調査の結果について説明があった。

◆意見交換会

(1) 現場環境改善費について

本会→対象工事が「平成29年10月1日以降単価を適用」とあるが、その単価についてご教示いただきたい。

県→県の歩掛改定は10月1日であるため、この改定に基づき経費を計上している。

(2) 女性技術者等現場環境改善モデル工事の試行について

本会→対象者は現場代理人や技能者などに限定しているが、対象者の幅を広げる予定はあるのか。また、トイレ設置における費用について、現場環境改善費との兼ね合いについてご教示いただきたい。

県→対象者については、不明な点もあるため今後勉強しながら検討していきたい。トイレ設置における費用は、現場環境改善費とは別計上である。

(3) 建設産業の担い手育成・確保について

本会→人手不足に係る話については、数年前から言われてきたことであり、色々と実施してきた。求職者は給料が一番関心事である。落札率の最低制限価格のアップにより、利益が出る体制を作っていたきたい。

県→国ではICT工事を拡大し、生産性の向上等を考えている。しかし、県レベルでは、国同様に考えることは難しいが、努力したい。

本会→週休2日についても真剣に進めていかないといけない。ICT工事は書類の簡素化にもつながる。Aクラス以下の企業は新規採用が難しい状況である。青年隊とも協力して進めていきたい。国では、県と施策について意見交換しているが、市町村については県に任せていると聞いた。県から市町村へ強く指導して欲しい。災害対応等を考慮し入札制度の見直しも考えて欲しい。子供も親も安定した職業を求めている。これは入札制度とも絡んでいる。利益が出る方法を考えて欲しい。経営審査では、以前は下請が点数になっていたが、今は点数にならない。そのため、ランクが上がらない。小さい会社では事業をやっていくことが非常に難しい。平準化発注をお願いしたい。

県→市町村への指導については、設計変更のガイドラインの作成について呼びかけなどを行っている状況である。一つ一つできる施策を実行していきたい。

3. 平成29年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

また、29年度は新しいCMの製作を30年度放映に向けて計画しており、県内の現場を新しい撮影技法にて製作することとしております。

会員企業様におかれまして、現場が該当された場合は、ご協力等お願いします。

第3弾 平成29年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成29年4月5日（水）～平成29年6月28日（水）までの3ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT わけもんGTの放送帯（毎週水曜20:00～21:00）
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一步ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成29年7月5日（水）～平成29年10月25日（水）までの4ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK ニュースの放送帯（毎週水曜20:54～21:00）
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一步ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開③ ～年末年始スポットCM～

1. 放送期間 平成29年12月27日（水）～平成30年1月10日（水）
2. 放送形態 30秒 UMKとMRTのスポットCM 合計75本
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一步ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビト」

4. 公共事業労務費調査(29.10月調査)最終対策説明会を開催

本会の最重要課題事項の一つとして位置付けられている労務単価の引き上げについて、公共事業労務費調査（29.10月調査）に選定（国・県工事）された会員企業並びに下請・協力会社を対象に、平成29年10月26日（木）に最終対策としての説明会を、宮崎観光ホテル東館3階「緋耀の間」で開催した。



最終対策説明会

昨年度に引き続き、講師として三宅昌規先生にご依頼し、職種の適正な選定や現場の就労実態に合った調査の対応、標準歩掛りからみた単価などに重点をおいて説明をいただいた。

会員企業である元請会社並びにその下請会社・協力会社から参加のあった約60社は、熱心に聞き入り、説明会終了後も、個別対応として相談を受けていた。

最終対策説明会は、現行の調査システムの対策として、国の記入要領説明会が終了し、最終提出する間の期間に設定して実施している。

5. 平成29年度宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

宮崎県建設業協会では、建設業への若年者の入職促進及び人材育成を目的として、宮崎県から委託を受けて「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」を実施しており、新規に雇用された若年入職者に対し、建設業界人としての基礎的なスキルについて学ぶ第2回集合研修を開催いたしました。

研 修 名	建設業新人研修Ⅱ（安全教育編）
日 時	平成29年10月16日（月） 13時30分から15時30分
場 所	宮崎県建設会館 5階 会議室
内 容	労働災害を未然に防止するために、建設現場で守らなければならないルール等について、基本的な知識の習得を図る。
講 師	明治労働安全コンサルタント事務所 労働安全コンサルタント 富山 明治 氏
参 加 者	7人



テキスト研修（安全衛生等）



DVD研修（現場の安全!）



講師：富山 明治 氏

雇用改善コーナー

平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

28 文科初第 1379 号

職発 0124 第 3 号

平成 29 年 1 月 24 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤 原 誠

厚生労働省職業安定局長

生 田 正 之

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 28 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 29 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 30 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成 30 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 29 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

雇用改善

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 29 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 29 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 29 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (7) 安定所における求人申込みの受理は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
- (4) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (7) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
- (4) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 29 年 7 月 1 日から開始するものとする。
- (7) 学校における求人申込みの受理は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 29 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 30 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 29 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

雇用改善

各種助成金のご案内

事業主の方のための各種助成金一覧

1. 従業員の雇用維持を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
休業・教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持する	雇用調整助成金	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824

2. 離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う	労働移動支援助成金 (再就職支援奨励金)	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れる	労働移動支援助成金 (受入れ人材育成支援／早期雇入れ支援)	
離職を余儀なくされた労働者を雇い入れ訓練を行う	労働移動支援助成金 (受入れ人材育成支援／人材育成支援)	
生涯現役企業として移籍等で中高年齢者を受け入れる	労働移動支援助成金 (キャリア希望実現支援／生涯現役移籍受入支援)	
移籍等により労働者を受け入れ、訓練を行う	労働移動支援助成金 (キャリア希望実現支援助成金／移籍人材育成支援)	

3. 従業員を新たに雇い入れる場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金)	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
65 歳以上の高年齢者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (高年齢者雇用開発特別奨励金)	
自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)	
障害者を試行的・段階的に雇い入れる	障害者トライアル雇用奨励金 ・障害者短時間トライアル雇用奨励金	
障害者を初めて雇い入れる	障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	
施設整備をして 10 人以上の障害者を雇い入れる	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	
職場支援員を配置して精神障害者等を雇い入れる	障害者職場定着支援奨励金	
発達障害者や難治性疾患患者を雇い入れる	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	
雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して従業員を雇い入れる	地域雇用開発助成金 (地域雇用開発奨励金)	
安定就業を希望する未経験者等を試行的に雇い入れる	トライアル雇用奨励金	
学校等の既卒者、中退者が応募可能な新卒求人・募集を新たに行い、雇い入れる	三年以内既卒者等採用定着奨励金	
自ら起業し、中高年齢者を雇い入れる	生涯現役起業支援助成金	

雇用改善
4. 従業員の処遇や職場環境の改善を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
事業主団体が中小企業の人材確保や労働者の職場定着を支援する	職場定着支援助成金 (中小企業団体助成コース)	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
評価・処遇制度や研修制度、健康づくり制度、メンター制度を整備する	職場定着支援助成金（個別企業助成コース）	
介護労働者のために介護福祉機器の導入や賃金制度の整備を行う 介護労働者のための賃金制度の整備を行う		
有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）の正規雇用・多様な正社員等への転換、賃金テーブル改善、法定外の健康診断制度導入、または短時間労働者の所定労働時間延長を行う		
建設労働者の雇用管理改善や魅力ある職場作りをする	建設労働者確保育成助成金	
高齢者の活用促進のための雇用環境整備を図る	高齢者雇用安定助成金（高齢者活用促進コース）	高齢・障害・求職者雇用 支援機構 ☎ 0985-51-1556
高齢者の有期契約労働者を無期雇用に転換する	高齢者雇用安定助成金 (高齢者無期雇用転換コース)	
65 歳以上への定年引き上げ等を実施する	65 歳超雇用推進助成金	

5. 障害者が働き続けられるように支援する場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
障害者のための作業施設を整備する	障害者作業施設設置等助成金	高齢・障害・求職者雇用 支援機構 ☎ 0985-51-1556
障害者のための福祉施設を整備する	障害者福祉施設設置等助成金	
障害者の雇用管理上必要な介助措置を実施する	障害者介助等助成金	
障害者の通勤を容易にさせる措置を実施する	重度障害者等通勤対策助成金	
障害者のための事業施設の設置する	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	
中途障害者等を職場復帰させる	障害者職場復帰支援助成金	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
ジョブコーチに障害者を雇う事業所を訪問させる	障害者雇用安定奨励金 (訪問型職場適応援助促進助成金)	
障害者の援助を行うジョブコーチを職場に配置する	障害者雇用安定奨励金 (企業在籍型職場適応援助促進助成金)	

6. 仕事と家庭の両立に取り組む場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
事業所内保育施設を設置・増設・運営する	両立支援等助成金 (事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)	雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
男性労働者に育児休業を取得させる	出生時両立支援助成金	
仕事と介護の両立を図る	介護離職防止支援助成金	
仕事と介護の両立を図る	両立支援等助成金 (中小企業両立支援助成金 (代替要員確保コース))	
「育休復帰支援支援プラン」を策定・導入し、労働者に育児休業を取得させ、現職等に復帰させる	両立支援等助成金 (中小企業両立支援助成金 (育休復帰支援プランコース))	雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
女性が活躍しやすい職場環境を整備し、目標を達成する	女性活躍加速化助成金	

雇用改善

7. 従業員等の職業能力の向上を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
従業員に対して職業訓練等を行う	キャリア形成促進助成金	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）に対して職業訓練を行う	キャリアアップ助成金	
教育訓練、職業能力評価制度、キャリア・コンサルティング制度、技能検定合格報奨金制度、セルフキャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入する	キャリア形成促進助成金	
教育訓練、職業能力評価制度、業界検定・教育訓練プログラムを作成し、構成事業主が導入する	キャリア形成促進助成金	
建設労働者の人材育成を行う	建設労働者確保育成助成金	
障害者の職業訓練の施設整備などの能力開発訓練事業を行う	障害者職業能力開発助成金 （障害者職業能力開発訓練施設等助成金）	
障害者の職業訓練の運営などの能力開発訓練事業を行う	障害者職業能力開発助成金 （障害者職業能力開発訓練運営費助成金）	

8. 労働時間・賃金・健康確保・勤労者福祉関係の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
労働時間等に関する職場意識の改善を図る	職場意識改善助成金（職場環境改善コース）	雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
最低賃金の引上げの影響が大きい業種が業界をあげて賃金底上げのための環境整備を図る	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）	
事業所内の最も低い時間給を計画的に 800 円以上に引き上げる	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）	
職場での受動喫煙を防止するための対策を行う	受動喫煙防止対策助成金	
すべての有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額させる	キャリアアップ助成金	

問合せ先

部 署 名	電話番号	住 所
宮崎労働局 雇用環境・均等室	0985-38-8821	宮崎市橘通東 3 丁目 1 番 22 号 宮崎合同庁舎 4 F
職業安定部 職業対策課助成金センター	0985-38-8824	宮崎市橘通東 3 丁目 1 番 22 号 宮崎合同庁舎 5 F
独立行政法人 高齢・障害・求職雇用支援機構 宮崎支部	0985-51-1556	宮崎市大字恒久 4241 番地

事業協同組合



下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

技士会

1. 「監理技術者講習」のお知らせ

「監理技術者講習」を下記のとおり開催いたしますのでお知らせします。技士会主催では、これが最後の講習会となっておりますので、更新時期にきている方は忘れず受講してください。なお、平成30年度につきましては、5月、8月、9月、11月に計画いたします。

日 程	会 場
平成29年11月22日(水)	宮崎県建設会館

※ お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を請負い、そのうち、総額4,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から5年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。本年度から講習修了証は監理技術者資格者証に添付することになっています。なお、監理技術者資格者証の有効期限が切れる方は再度更新手続きが必要です。

2. 継続学習制度(CPDS)について

CPDSは、土木施工管理技士に必要な技術力の向上のために加入者が講習会などで学習した場合に、学習した記録(学習履歴)を(一社)全国土木施工管理技士会連合会に登録し、必要な時、連合会が学習履歴証明書を発行するシステムです。

会員は、(一社)全国土木施工管理技士会連合会(JCM)のホームページから、新規加入したときに発行される個人ID(CPDS加入者番号)とパスワードでログインします。この2つがないと会社名の変更や学習履歴申請ができないので大切に保管してください。会社名の変更をされた時は、支部を通じて宮崎県技士会にも変更届の提出をお願いします。

学習履歴申請には、講習会主催者発行の受講証明書が必要です。申請期間は、学習履修後1年以内です。代行申請の場合は、講習会主催者が学習履歴申請をします。個人ではできません。技士会主催セミナー等は、カードリーダーでの代行申請を基本にしています。

個人で学習プログラムを申請する場合は、講習会終了後に学習プログラムと学習履歴申請を同時に申請してください。

学習履歴申請等で手続き料金が必要な場合は、一括送金システムになっております。手続きにつきましては、JCMのホームページ・継続学習・個人加入者・12一括送金システムに詳細が記載されております。

3. 第5回土木工事写真コンテストの募集

(一社)全国土木施工管理技士会では、土木工事に関する写真を募集しています。写真の著作権を持つ方ならどなたでも応募できますので、あなたも担当した工事現場の写真を応募してみませんか。詳しくは、全国土木施工管理技士会連合会のホームページをご覧ください。

- 1 テーマ：土木工事に関する写真で、2017年1月から12月に撮影したもの。
- 2 応募締切：平成29年12月末
- 3 応募方法：http://www.ejcm.or.jp/photo_contest/ よりご応募ください。

第5回 募集要項

- * どなたでも応募できますが、写真の著作権を持つ方に限ります。過去未発表のオリジナル作品に限ります。
- * 土木工事に関する写真で、2017年1月～12月に撮影したもの。
- * 合成・加工写真は不可、但し、デジタル写真作品のトリミング、自然な濃度や色味の調整などはこれに該当しません。
- * 安衛法に触れるような現場風景や、危険な位置からの撮影は対象外となりますのでご注意ください。

● 優秀作品には以下の賞が授与されます。

- 最優秀賞(1点) ……賞金5万円
- 優秀賞(数点) ……賞金1万円
- 入選(数点) ……5千円相当のプリペイドカード

建退共

1. 建退共加入・履行証明書の発行について

建設業退職金共済(建退共)事業の『加入・履行証明書』は、「経営事項審査申請用」と「入札参加資格申請用(指名願)」があり、証明書は、申請者である建退共事業加入の事業主が制度を適正に実施していることを確認して発行します。

* 建退共制度の適正な実施とは

公共工事・民間工事を問わず、事業主が、建設現場で働く労働者の働いた日数に応じて必要な共済証紙を購入して共済手帳に貼付し、手帳が満了になったら更新していること。

【加入・履行証明手続きに必要なもの】

◎ 経営事項審査申請用（労働福祉向上の一つとして加点評価の対象）

1. 加入・履行証明願

宮崎県支部の様式（申請書）を使用してください。

（各地区の建設業協会にもあります。ダウンロードした様式では受け付けていません。）

2枚複写になっています。2枚とも申請者欄に押印してください。

2. 共済手帳受払簿の原本

前年分（支部の受付印のあるもの）の続きに記入してください。

3. 共済証紙受払簿の原本

決算期ごとに記入してください。

4. 決算期間内に購入した掛金収納書のコピー

5. 元請又は下請で建退共証紙の受渡しがある場合は、受領書等のコピー

6. 手数料200円

〈郵送で申請する場合〉

手数料200円分として、郵便局の定額小為替200円を同封してください。

7. 返信用封筒A4サイズ

返信先の会社の住所を記入し、140円切手を貼付してください。

◎ 入札参加資格申請用（指名願）

1. 証明願

2枚複写になっています。2枚とも申請者欄に押印してください。

2. 最近3か月間の掛金収納書のコピー

3. 元請からの建退共証紙の受渡しがある場合は、受領書等のコピー

4. 手数料200円

〈郵送で申請する場合〉

手数料200円分として、郵便局の定額小為替200円を同封してください。

返信先の会社の住所を記入し、82円切手を貼付してください。

《ご注意》

証明願に必要な事項が記入されていなかったり、上記の必要書類の添付がなく、また、手帳の更新が適正に行われていない場合は、証明書が発行できませんのでご注意ください。

また、証明書の内容確認に時間がかかりますので、証明願は日数に余裕を持って提出してください。書類の不備等で連絡がつかない場合は、返送することもありますのでご了承ください。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
前月末計	2,716	32,117
加 入	4	135
脱 退	6	104
当月末計	2,714	32,148

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
前月分までの累計	440,387	49,906	30,808,195,331	前 月 分	69,218
当月分	1,071	98	74,570,460		
総 累 計	441,458	50,004	30,882,765,791	当 年 度 計	291,429
(当年度累計)	4,826	605	454,045,239		

建災防



1. 雇用管理研修のご案内（厚生労働省委託事業）

建設労働者雇用改善法では、建設業のすべての事業所に雇用管理責任者の選任を義務づけており、労働者の募集・採用、配置、技能向上及び職業生活上の環境の整備を行うことを努めなければならないとしていますが、多忙な業務の中で知識を得ることは難しく、誤った雇用管理が労働者とのトラブルの原因となっています。ぜひ、この機会に雇用管理研修を受講いただき、貴社の雇用管理の向上にお役立てください。

対 象 者	雇用管理責任者や責任者を補佐する立場の方
受講料・テキスト代	無 料
主 催・協 力	(株)労働調査会・(公社)宮崎労働基準協会
日 程・会 場	

〔基礎研修〕※①

(都城会場)

平成 29 年 12 月 15 日(金) 9:00～16:30 (定員 60 名)
都城地区建設業協会 2 階研修室 (都城市北原町 26-13)

(宮崎会場)

平成 30 年 1 月 16 日(火) 9:00～16:30 (定員 60 名)
宮崎労働基準協会 研修室 (宮崎市祇園 3-1 矢野産業祇園ビル)

〔コミュニケーションスキル等向上コース〕※②

(延岡会場)

平成 29 年 12 月 5 日(火) 12:50～16:30 (定員 30 名)
延岡市職業訓練支援センター (延岡市土々呂町 4 丁目 4390-1)

(宮崎会場)

平成 30 年 1 月 22 日(月) 12:50～16:30 (定員 30 名)
宮崎労働基準協会 研修室 (宮崎市祇園 3-1 矢野産業祇園ビル)

〔研修コース〕 終了後、修了証を交付いたします。

※①「基礎研修」

労働者の募集、雇入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識を習得する。
(雇用管理総論・募集・採用・配置・社会保険・雇用保険・就業規則など)

※②「コミュニケーションスキル等向上コース」

相談しやすい若手先輩職員が少ない若年労働者と、熟練労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法や、技術や技能を修得する前に離職する若者の多い建設業の職場におけるモチベーションの維持・向上の手法を習得する。

〔問い合わせ先〕

・(株)労働調査会 雇用管理研修事業部 TEL 03-3915-7221
又は・(公社)宮崎労働基準協会 TEL 0985-25-1853

建災防

2. 第54回全国建設業労働災害防止大会が開催されました

建設産業の安全衛生管理水準の向上と労働災害の根絶を目指して、平成 29 年 10 月 5・6 日の 2 日間、札幌市において延べ 6,400 名の参加の下、第 54 回全国建設業労働災害防止大会が開催されました。

なお、大会では安全衛生管理に係る優良事業場等の表彰が行なわれ、本県からは次の事業場等が表彰されました。

優良賞（会社）

森都工業 株式会社（宮崎分会）
あさひ産業 株式会社（日向分会）

功績賞（職長）

小野道德氏（小野建設㈱ 日南分会）
竹下哲也氏（都北産業㈱ 都城分会）



3. 宮崎県最低賃金の改正について(宮崎労働局よりお知らせ)

宮崎県最低賃金は、平成 29 年 10 月 6 日（金）から「時間額 737 円」に改正されました。最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

ご存知ですか？ 中小企業を応援する業務改善助成金

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その一部を助成する制度です。事業場内の最低賃金が、1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象となります。時間額で 30 円、40 円、60 円、90 円、120 円以上を上げた場合の 5 つのコースから選べます。

賃金引上げ計画を策定し、労働能率の増進に資する設備・器具の導入等の業務改善を実施した場合に、その費用の一部が助成されます。（助成金の上限額は、コースに応じて 50 万円～200 万円）助成金に関するお問い合わせにつきましては、下記までお願いします。

宮崎労働局 雇用環境・均等室 TEL .0985 (38) 8821

※特設サイト「業務改善助成金」で検索

火薬協会

1. 29年度火薬類取扱保安責任者等試験結果

本年9月3日(日) 宮崎サザンビューティ美容専門学校において実施した、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び製造丙種の知事試験の結果は下記のとおりでした。

宮崎県関係は、47名が合格！！ おめでとうございます。

合格者は、早めに知事宛（県・消防保安課）に免状の交付申請を行い、免状の交付を受けてください。

なお、火薬類作業従事者は免状の写しを添付し、火薬保安協会へ保安手帳の交付申請を行い、火薬類保安手帳（黒手帳）の交付を受けてください。

☆ 県内の状況

区 分	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受 験 者 数	108	29	3	140
合 格 者 数	40	7	0	47
合 格 率	37%	24.1%	0%	33.6%

☆ 全国の状況

区 分	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受 験 者 数	3,557	1,065	107	4,729
合 格 者 数	2,061	562	65	2,688
合 格 率	57.9%	52.8%	60.7%	56.8%

◎ 県内の過去3年間の合格率一覧

年 度 別	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
平成28年度	43.7%	26.1%	50%	39.6%
平成27年度	48.1%	25.0%	100%	43.2%
平成26年度	43.6%	32.3%	0%	39.6%

2. 講習会の日程について ～もう一度保安手帳の確認を！～

本年の残りの講習会日程は次のとおりです。保安手帳の有効期限を確認し、講習受講の必要な方は、当協会への受講申込を急いで行ってください。

(1) 責任者及び従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
11月16日	木	西都市	西都建設会館	13:00～17:00
12月14日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
12月14日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（9月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

年 度	件 数	増 減 率	請 負 金 額	増 減 率
平成29年度	536	▲14.5	18,117	17.1
平成28年度	627	45.8	15,470	23.4
平成27年度	430	▲26.1	12,532	▲23.9

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

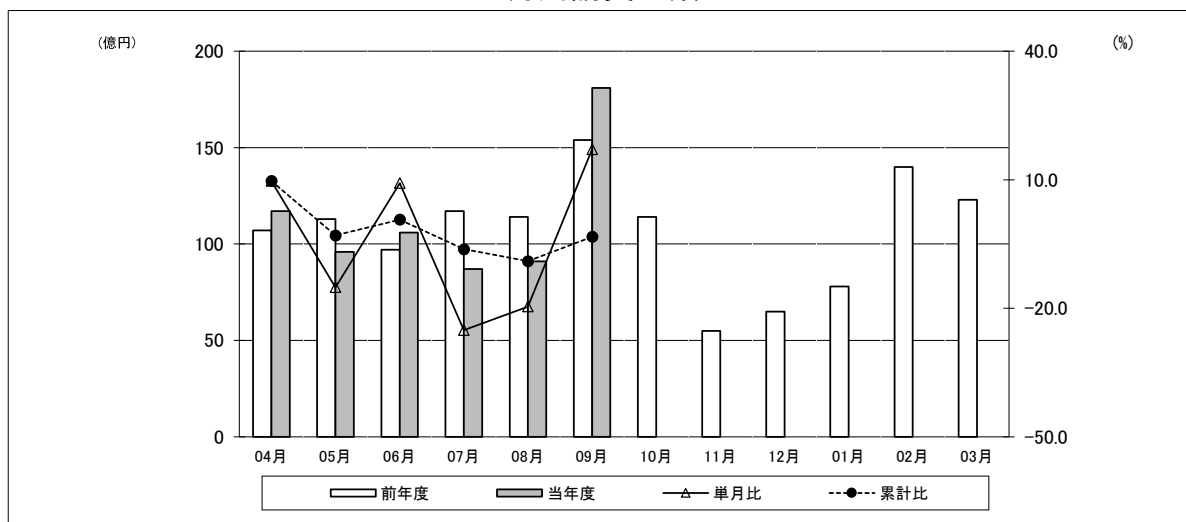
発注者区分	件 数	増 減 率	請 負 金 額	増 減 率
国	28	47.4	3,935	287.6
独立行政法人等	4	100.0	268	▲47.3
県	270	▲17.7	7,306	▲13.8
市町村	228	▲17.7	6,379	20.1
その他	6	500.0	228	41.4
計	536	▲14.5	18,117	17.1

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

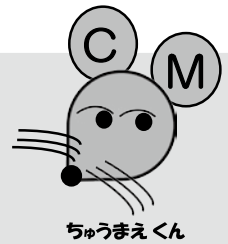
地 区	件 数	増 減 率	請 負 金 額	増 減 率
宮 崎	113	6.6	6,193	71.8
日 南	37	▲27.5	1,158	1.4
串 間	22	▲4.3	489	▲22.4
都 城	56	▲17.6	1,734	52.7
小 林	67	3.1	2,288	27.8
高 岡	17	▲37.0	385	▲13.0
西 都	37	5.7	729	▲13.7
高 鍋	22	▲4.3	606	30.6
日 向	69	▲28.1	2,096	▲6.9
延 岡	44	▲20.0	1,294	▲32.0
西臼杵	52	▲33.3	1,140	▲9.1
計	536	▲14.5	18,117	17.1

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

御社の工事には “ちゅうまえ”がついている！ 中間前払金制度のご案内



ちゅうまえくん

西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。
※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！ 保証料はわずか**6500円**！

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！

保証料率0.065%！
借入利息より
はるかに安い！

“ちゅうまえ”
3つのメリット

便利！

簡単手続きで払出OK！
入金後すぐ利用
できます。

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書（通知書）

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店（担当：佐田・西川）

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

平成29年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成29年8月末現在）

（単位：件、百万円、%）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
宮崎県	79	58.0	2,970	9.6
宮崎市	12	0.0	415	27.2
都城市	8	300.0	1,599	1056.2
延岡市	7	40.0	614	246.3
日南市	2	100.0	22	54.9
小林市	4	300.0	1,821	7031.5
日向市	2	<	61	<
西都市	1	0.0	7	▲ 65.3
綾町	1	0.0	24	56.3
木城町	2	<	55	<
日之影町	1	0.0	22	▲ 42.6
計	119	45.1	7,615	65.5

建設業情報管理センターからのお知らせ

CIIC

一般財団法人 建設業情報管理センター
Construction Industry Information Center

登録経営状況分析機関 登録番号 1



まかせて、安心!!



経営状況分析の申請は、
一般財団法人 建設業情報管理センター (CIIC) へ

》 豊富な実績で皆様の信頼にお応えします

》 正確な分析、丁寧な対応をお約束します

》 原則 3営業日 で結果通知書を発送します

※お問い合わせの内容により、3営業日を超える場合もあります。

CIIC電子申請だと
郵送による申請
よりお得!
もちろん郵送もオッケー!

●郵送による申請
13,880円

●電子申請
12,340円

**1,540円
お得です!**



申請書類の作成には、
完全無料の
「なんでも経審」を
ご利用下さい!!

使用料、更新料等の必要な
有償のソフトを使用されて
いませんか?

「なんでも経審」
(会員登録、使用料、更新料等
一切不要)をお試しください!!
分析申請書類等が簡単に作成
できます。Webサイトより
ダウンロードしてご利用下さい。

便利なマイページを
是非ご利用下さい!!

CIICマイページでは、簡単に
電子申請ができ、そのまま
ネットバンキングでお支払いが
できます。
また、現在申請中の進捗状況等
を調べることができるように
なり、さらに便利に
なりました。



登録経営状況分析機関 登録番号 1

【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、

CIIC

検索

CIIC

一般財団法人 建設業情報管理センター 九州事務所



当財団は、情報セキュリティマネジメント
システム (ISMS) に関するISO規格
(27001) の認証を取得しています。

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 (福岡建設会館6階)

TEL 092-483-2841

■ ■ ■ 建設業情報管理センターからのお知らせ

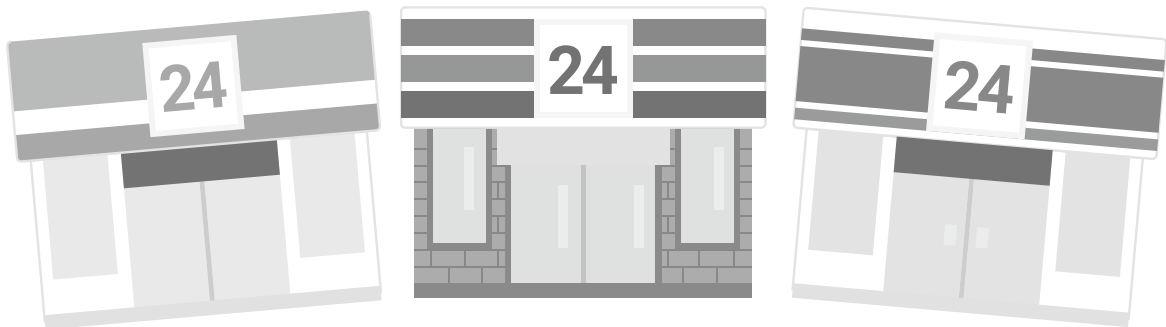
登録経営状況分析機関 登録番号 1

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター
Construction Industry Information Center

郵送でお届けしている「経営状況分析結果通知書」を、
全国のコンビニエンスストアで
 印刷することができるサービスを始めます。



原則3日以内の結果通知と コンビニ受け取りで より早く!



対応コンビニエンスストア

・セブン-イレブン ・ローソン ・ファミリーマート ・サークルK
 ・サンクス ・セイコーマート ・セーブオン

※一部ご利用頂けない店舗もございます。

登録経営状況分析機関 登録番号 1

【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、

CIIC

検索



当財団は、情報セキュリティマネジメント
 システム (ISMS) に関するISO規格 (27001) の
 認証を取得しています。



一般財団法人 建設業情報管理センター

【東日本支部】

北海道・東北地区 TEL 03-3544-6903

関東地区 TEL 03-3544-6901

中部・北陸地区 TEL 03-3544-6902

北海道事務所 TEL 011-222-2688

【西日本支部】

近畿地区 TEL 06-6767-2801

中国・四国地区 TEL 06-6767-2802

九州・沖縄地区 TEL 06-6767-2803

九州事務所 TEL 092-483-2841

建設業福祉共済団からのお知らせ

加入促進月間について

— 10月1日～11月30日 「建設共済保険」加入促進月間を実施中!! —

- （公財）建設業福祉共済団では、建設業に従事する労働者などの福祉の増進等を図る一環として「建設労災補償共済保険」制度（以下、「建設共済保険」という。）を、昭和45年11月から運営しています。
- 毎年、10月1日から11月30日の2か月間を「建設共済保険加入促進月間」と定め、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、説明会の開催、ポスターの掲示、新聞・業界会報誌への広告掲載により加入を呼びかけ、「大切な社員と会社を守りたい。」をキャッチコピーに進めて参ります。

「建設共済保険 年間完成工事高契約」の《ポイント》

- ▶主契約である「年間完成工事高契約」は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）で働く労働者が、業務上または通勤途上の災害により死亡あるいは障害等級第1級から第7級、傷病等級第1級から第3級に該当した場合に、国の労災保険に上乗せして保険金を支払う制度です。
- ▶保険金には、被災労働者等に対する追加的補償を行う「被災者補償」と労働災害の再発防止措置等を講じるための企業の諸費用を補償する「諸費用補償」があります。
- ▶元請・下請を問わず無記名で補償。元請・下請それぞれの保険契約者に重複支払いを行います。
- ▶加入は、国土交通大臣又は都道府県知事から「建設業」の許可を受けて建設業を営む事業主であれば、どなたでも加入できます。
- ▶「建設共済保険」の年間完成工事高契約に加入頂くと、「経営事項審査」で15点が加算されることもあり、平成29年3月末の契約件数は「24,000社を超える事業所」にご加入頂いています。
- ▶建設業界による自主的な共済保険で、掛金（保険料）が安くなっています。掛金（保険料）は、年間完成工事高、保険金区分、工事の種類などによって算出します。

掛金試算やご質問、資料請求は

（URL：<http://www.kyousaidan.or.jp/>）まで

- ▶また、当共済団では、被災労働者のお子さんに対する「育英奨学事業（返済不要）」に加え、平成28年4月から労働災害の防止を目的として安全衛生用品の頒布や建設現場で働く女子労働者のために女性専用トイレを導入するための費用に対する助成等を内容とする「労働安全衛生推進事業」も開始しています。



建設業福祉共済団からのお知らせ

<法定外労災補償制度>

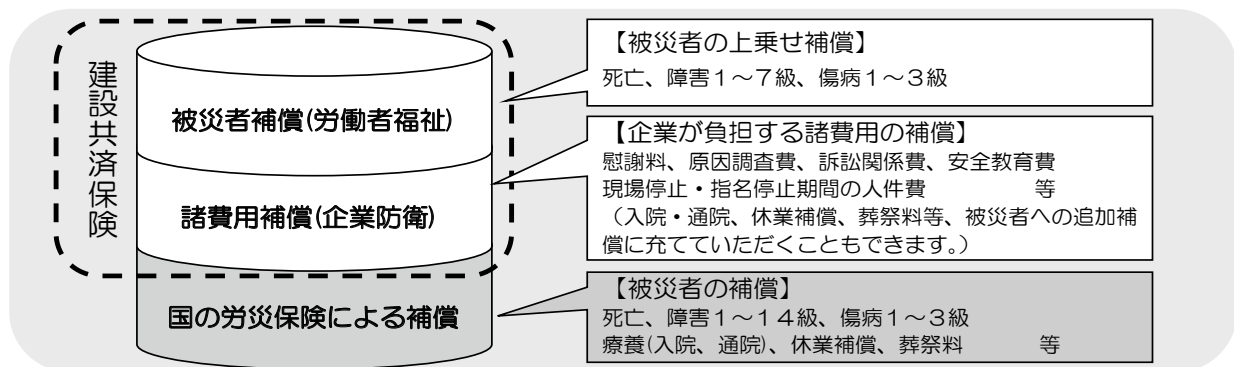
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

**1. 加入対象企業**

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

建設共済保険

検索

大切な社員と会社を守りたい。

ますます制度充実

建設共済保険

法定外労災補償制度



掛金が
安い

補償が
厚い

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

■ 取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

建設共済保険

検索